

## 倫理規程・倫理綱領改定 新旧対照表

### 倫理規程

改正箇所	旧	新	備考
(趣旨) 第1条	この規程（以下「本規程」という。）は、一般社団法人東京公認心理師協会（以下「本会」という。）定款第4条の目的を達成するために、定款第11条第2項に基づき、本会 <u>会員</u> （以下「 <u>会員</u> 」という。）に関する倫理問題への対応について必要な諸事項を定める。	この規程（以下「本規程」という。）は、一般社団法人東京公認心理師協会（以下「本会」という。）定款第4条の目的を達成するために、定款第11条第2項に基づき、本会 <u>正会員</u> （以下「 <u>正会員</u> 」という。）に関する倫理問題への対応について必要な諸事項を定める。	※1
(目的) 第2条	この規程は、 <u>会員</u> が行う <u>臨床心理</u> に関わる活動（ひろく人々のこころの健康と福祉の増進に寄与することを目的とする活動を含む）における倫理について、その適正を期することを目的とする。	この規程は、 <u>正会員</u> が行う <u>心理臨床</u> に関わる活動（ひろく人々のこころの健康と福祉の増進に寄与することを目的とする活動を含む）における倫理について、その適正を期することを目的とする。	※1 ※2
(倫理綱領) 第3条	本会は <u>会員</u> がその専門業務等に従事するに当たって遵守すべき事項に関する倫理綱領を、別に定める。	本会は <u>正会員</u> がその専門業務等に従事するに当たって遵守すべき事項に関する倫理綱領を、別に定める。	※1
(委員会の業務) 第5条 2号	(2) <u>会員</u> の倫理向上に向けての本会への提言	(2) <u>正会員</u> の倫理向上に向けての本会への提言	※1
(委員会の構成) 第6条	委員会は本会理事会より選出された理事1名及びその理事より指名され理事会において承認された <u>会員</u> 若干名をもって構成する。任期は <u>一期2年</u> とし、任期は二期4年を限度とする。	委員会は本会理事会より選出された理事1名及びその理事より指名され理事会において承認された <u>正会員</u> 若干名をもって構成する。任期は <u>定款第25条1項（理事の任期）の規定を準用する。ただし、再任は連続2期を限度とする。</u>	※1 任期をより明確に規定した。

(委員会 の構成) 第6条 第3項	<新設>	<u>3 第5条(3)に定める業務中に担当委員の任期が満了した場合であっても、当該業務が終了するまでの間、その担当委員が当該業務を継続することができる。ただし、委員としての業務執行は、当該業務に関するものに限る。</u>	追加  業務を合理的かつ効率的に行うために、規定した。
(委員会 の運営) 第7条 第4項	4 倫理調査の被申立人となった委員は <u>会の職務を離れなければならない。</u>	4 倫理調査の被申立人となった委員は、 <u>委員会の職務を離れなければならない。なお、理事会にて倫理違反が認められなかった場合は、委員会に戻ることもできる。</u>	規定をより明確にした。
(処遇) 第9条	<u>最終的な処遇の決定は、委員会より答申された処遇案を基にして、本会理事会において理事の過半数の議決によって承認を得た後、会長がこれを行う。</u>	<u>第5条(3)に基づき委員会から答申を受けた事案の処遇の決定は、委員会より答申された処遇案を基にして、本会理事会において理事の過半数の議決によって承認を得た後、会長がこれを行う。</u>	表記が曖昧なため明確にした。
(記録の 保管) 第10条 第2項	2 保存年限は10年とする。	2 保存年限は、 <u>前条の理事会の議決の日から</u> 10年とする。	起算日を設定した。
(規程の 見直し) 第11条	<u>本規程は原則として3年を目安に見直しを行う。</u>	削除	倫理綱領や倫理ガイドラインと異なり、規程の見直し自体頻繁に変更するものではないと判断し、削除した。
(改廃手 続き) 第12条	第12条	<u>第11条</u>	第11条(規程の見直し)の削除に伴う。
附則 4行目	本規程は2019年1月13日に改定し、2019年2月20日 <u>施行</u> より施行する。	本規程は2019年1月13日に改定し、2019年2月20日より施行する。	下線部を削除(誤植)

附則		<u>附則 本規程は代議員会において変更が承認されたときより施行する。</u> <u>なお、本規程施行日経過をもって、「代議員会において変更が承認されたとき」を確定日に変更し、なお書き以下は削除する。</u>	追加
----	--	---	----

※1 定款の変更に合わせ、「正会員」と表記する

※2 定款の変更に合わせ、「心理臨床」と表記する

## 倫理綱領

改正箇所	旧	新	備考
名称と前文の間	本会 <u>会員</u> （以下「 <u>会員</u> 」という。）の倫理綱領として以下を定める。	本会 <u>正会員</u> （以下「 <u>正会員</u> 」という。）の倫理綱領として以下を定める。	※1
前文	本会は公認心理師及び公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士の職能団体として <u>会員</u> が提供する専門的臨床心理業務（ひろく人々のこころの健康と福祉の増進に寄与することを目的とする業務を含む）の質を保ち、業務の対象となる人びとの基本的人権を守り、自己決定権を重視し、その福祉の増進を目的として倫理綱領を策定する。 <u>会員</u> は、上記の目的にそうよう、専門的職業人であるとともに一人の社会人としての良識を保持するよう務め、その社会的責任及び道義的責任を自覚し、以下の綱領を遵守する義務を負うものである。	本会は公認心理師及び公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士の職能団体として <u>正会員</u> が提供する専門的 <u>心理臨床</u> 業務（ひろく人々のこころの健康と福祉の増進に寄与することを目的とする業務を含む）の質を保ち、業務の対象となる人びとの基本的人権を守り、自己決定権を重視し、その福祉の増進を目的として倫理綱領を策定する。 <u>正会員</u> は、上記の目的にそうよう、専門的職業人であるとともに一人の社会人としての良識を保持するよう務め、その社会的責任及び道義的責任を自覚し、以下の綱領を遵守する義務を負うものである。	※1 ※2
第1条 基本的倫理（責任） 第1項	<u>1</u> <u>会員</u> は、基本的人権を尊重し、人種、宗教、性別、思想及び信条等で人を差別したり、嫌がらせを行ったり、自らの価値観を強制しない。	<u>正会員</u> は、基本的人権を尊重し、人種、宗教、性別、思想及び信条等で人を差別したり、嫌がらせを行ったり、自らの価値観を強制しない。	※1
第1条 第2項	<u>2</u> <u>会員</u> は、業務遂行に当たって、対象者のプライバシーを尊重し、その自己決定を重んじる。	<u>2</u> <u>正会員</u> は、業務遂行に当たって、対象者のプライバシーを尊重し、その自己決定を重んじる。	※1

第1条 第3項	3 <u>会員</u> は、対象者に対する心理査定を含む <u>臨床心理行為</u> を個人的欲求又は利益のために行ってはならない。同時に、対象者が常に最適な条件で心理査定を受けられるように、 <u>心理査定用具</u> 及びその解説書の取扱いには十分に留意する。	3 <u>正会員</u> は、対象者に対する心理査定を含む <u>心理臨床</u> 行為を個人的欲求又は利益のために行ってはならない。同時に、対象者が常に最適な条件で心理査定を受けられるように、 <u>心理検査用具類</u> 及びその解説書の取扱いには十分に留意する。	※1 ※2 ※3
第1条 第4項	4 <u>会員</u> は、自らの知識、能力、資質及び特性並びに自己が抱える葛藤等について十分に自覚した上で、専門家としての業務や活動を行う。	4 <u>正会員</u> は、自らの知識、能力、資質及び特性並びに自己が抱える葛藤等について十分に自覚した上で、専門家としての業務や活動を行う。	※1
第1条 第5項	5 <u>会員</u> は、心身の健康のバランスを保つとともに、自分自身の個人的な問題が職務に影響を及ぼしやすいことを自覚し、常に自分の状態を把握するよう努める。	5 <u>正会員</u> は、心身の健康のバランスを保つとともに、自分自身の個人的な問題が職務に影響を及ぼしやすいことを自覚し、常に自分の状態を把握するよう努める。	※1
第1条 第6項	6 <u>会員</u> は、専門的技能を高めるために切磋琢磨し、相互の啓発に努め、他の専門家との連携及び協働について配慮し、社会的信頼を高めていくよう努める。	6 <u>正会員</u> は、専門的技能を高めるために切磋琢磨し、相互の啓発に努め、他の専門家との連携及び協働について配慮し、社会的信頼を高めていくよう努める。	※1
第1条 第7項	7 <u>会員</u> は、本会及び <u>臨床心理</u> に関わる活動（ひろく人々のこころの健康と福祉の増進に寄与することを目的とする活動を含む。以下同じ。）を實踐する者の信用を傷つけ、またはそれらの不名誉となるような行為をしない。	7 <u>正会員</u> は、本会及び <u>心理臨床</u> に関わる活動（ひろく人々のこころの健康と福祉の増進に寄与することを目的とする活動を含む。以下同じ。）を實踐する者の信用を傷つけ、またはそれらの不名誉となるような行為をしない。	※1 ※2
第1条 第8項	8 <u>会員</u> は、各自の <u>臨床心理</u> に関する業務に関連する各種法令及び本倫理綱領を含む本会	8 <u>正会員</u> は、各自の <u>心理臨床</u> に関する業務に関連する各種法令及び本倫理綱領を含む本会の規約を遵守する	※1 ※2

	の規約を遵守するとともにその業務に関連する各種規定を尊重する。	とともにその業務に関連する各種規定を尊重する。	
第1条 第9項	<新設>	<u>9 正会員は、倫理についてよく学び、倫理意識の向上に努める。さらに、心理臨床業務のあり方とともに倫理も変化することを理解し、常に知識や意識を更新する。</u>	追加  意識向上、自己研鑽を啓発するために追加
第2条 秘密保持 第1項	<u>会員</u> は、 <u>会員</u> と対象者との関係は、援助を行う職業的専門家と援助を求める来談者という社会的契約に基づくものであることを自覚し、その関係維持のために以下のことについて留意しなければならない。	<u>正会員</u> は、 <u>正会員</u> と対象者との関係は、援助を行う職業的専門家と援助を求める来談者という社会的契約に基づくものであることを自覚し、その関係維持のために以下のことについて留意しなければならない。	※1
第2条 秘密保持 第1項 第1号	<u>1</u> 秘密保持	<u>(1)</u> 秘密保持	※4
第2条 情報開示 第1項 第2号	<u>2</u> 情報開示	<u>(2)</u> 情報開示	※4
第2条 電子媒体 による記録等 第1項 第3号	<u>3</u> 電子媒体による記録等	<u>(3)</u> 電子媒体による記録等	※4
第3条 対象者との関係 第1項	<u>会員</u> は、原則として、対象者との間で、「 <u>対象者－専門家</u> 」という <u>専門的契約関係以外の関係</u> を持ってはならない。	<u>正会員</u> は、原則として、対象者との間で専門的契約関係以外の関係（ <u>以下「多重関係」という。</u> ）を持ってはならない。	※1 わかりやすくするため（ ）部を追加。
第3条 第1項 第1号	<u>1</u> 対象者等に対して、個人的関係に発展する期待を抱かせるような言動（個人的会食、業	<u>(1)</u> 対象者 <u>及びその関係者</u> に対して、個人的関係に発展する期待を抱かせるような言動（個人的会食、業務以	※4  「等」をより明

	務以外の金品の授受、贈答及び交換並びに自らの個人的情報についての過度の開示等)を慎むこと。	外の金品の授受、贈答及び交換並びに自らの個人的情報についての過度の開示等)を慎むこと。	確化
第3条 第1項 第2号	<u>2 近隣地域に自分以外の臨床心理業務を提供する専門家がおらず、既に知人である人に対して、やむを得ず必要な臨床心理業務を提供せざるを得ない場合には、他の関連する専門家・専門機関を紹介を行うことに加えて、既に社会的関係を有している場合には、同関係の中で臨床心理業務を提供することの問題点についても十分な説明を行った上で、対象者の自己決定を尊重すること。</u>	<u>(2) 心理臨床業務の中で多重関係が支援に何らかの支障をもたらす場合は、他の関連する専門家・専門機関を紹介を行う。近隣地域に自分以外の心理臨床業務を提供する専門家がおらずやむを得ない場合には、多重関係の中で心理臨床業務を提供することの問題点について十分な説明を行った上で、対象者の自己決定を尊重すること。</u>	※4 文章を整理
第3条 第1項 第3号	<新設>	<u>(3) 上記以外にも、対象者と専門家の関係性について、その個別性や変動性に留意しながら対象者にとって最善の支援になるよう努める。</u>	追加
第4条	第4条 <u>インフォームド・コンセント</u>	第4条 <u>インフォームド・コンセント</u>	誤植の修正
第4条 第1項	<u>会員は、業務遂行に当たっては、対象者の自己決定を尊重するとともに、業務の透明性を確保するよう努め、以下のことについて留意しなければならない。</u>	<u>正会員は、業務遂行に当たっては、対象者の自己決定を尊重するとともに、業務の透明性を確保するよう努め、以下のことについて留意しなければならない。</u>	※1
第4条 第1項 第1号	<u>1 臨床心理業務に関する契約内容（業務の目的、技法、契約期間及び料金等）について、対象者に理解しやすい方法で十分な説明を行い、その同意が得られるようにする。</u>	<u>(1) 心理臨床業務に関する契約内容（業務の目的、技法、契約期間及び料金等）について、対象者に理解しやすい方法で十分な説明を行い、その同意が得られるようにする。</u>	※4 ※2

第4条 第1項 第2号	<u>2</u>	<u>(2)</u>	※4
第4条 第1項 第3号	<u>3</u>	<u>(3)</u>	※4
第4条 第1項 第4号	<u>4</u>	<u>(4)</u>	※4
第4条 第1項 第5号	<u>5</u> 対象者から、面接の経過及び心理査定結果等の情報開示を求められた場合には、原則としてそれに応じる。	<u>(5)</u> 対象者から、面接の経過及び心理査定結果等の情報開示を求められた場合には、原則としてそれに応じる。 <u>ただし、正会員の所属機関、雇用者等において規則を定めている場合は、それに従うものとする。</u>	※4 文章追加
第4条 第1項 第6号	<u>6</u> 面接等の業務内容については、その内容を客観的かつ正確に記録しておかなければならない。この記録等については、原則として、対象者との面接等の最終日から5年間保存しておく。ただし、 <u>会員の所属機関、雇用者等において、それより長い保存期間を定めている場合は、それに従うものとする。</u>	<u>(6)</u> 面接等の業務内容については、その内容を客観的かつ正確に記録しておかなければならない。この記録等については、原則として、対象者との面接等の最終日から5年間保存しておく。ただし、 <u>正会員の所属機関、雇用者等において、それより長い保存期間を定めている場合は、それに従うものとする。</u>	※4 ※1
第4条 第1項 第7号	<u>7</u>	<u>(7)</u>	※4
第5条 第1項	<u>会員</u> は、資格取得後も専門的知識及び技術、最新の研究内容及びその成果並びに職業倫理的問題等について、研鑽を怠らないよう自らの専門家としての資質の向上に努めるとともに、以下のことに留意しなければならない	<u>正会員</u> は、資格取得後も専門的知識及び技術、最新の研究内容及びその成果並びに職業倫理的問題等について、研鑽を怠らないよう自らの専門家としての資質の向上に努めるとともに、以下のことに留意しなければならない。	※1

	ならない。		
第5条 第1項 第1号	<u>1</u>	<u>(1)</u>	※4
第5条 第1項 第2号	<u>2</u> 臨床心理業務に関わる臨床心理援助技法等を業務において使用及び標榜する場合には、その実施に足るだけの研修を既に受けていること。	<u>(2)</u> <u>心理臨床</u> 業務に関わる臨床心理援助技法等を業務において使用及び標榜する場合には、その実施に足るだけの研修を既に受けていること。	※4 ※2
第5条 第1項 第3号	<u>3</u>	<u>(3)</u>	※4
第5条 第1項 第4号	<u>4</u> 心理査定の結果及び臨床心理的援助の内容等、 <u>会員</u> がその業務において行った事柄に関する情報が、対象者又はそれ以外の人に誤用又は悪用されないよう、細心の注意を払うこと。	<u>(4)</u> 心理査定の結果及び臨床心理的援助の内容等、 <u>正会員</u> がその業務において行った事柄に関する情報が、対象者又はそれ以外の人に誤用又は悪用されないよう、細心の注意を払うこと。	
第5条 第1項 第5号	<u>5</u>	<u>(5)</u>	※4
第5条 第1項 第6号	<u>6</u>	<u>(6)</u>	※4
第5条 第1項 第7号	<u>7</u> <u>会員</u> が、臨床経験の浅い者に職務を任せるときは、綿密な監督指導をするなど、その経験の浅い者が行う職務内容について自分自身に重大な責任があることを認識していること。	<u>(7)</u> <u>正会員</u> が、臨床経験の浅い者に職務を任せるときは、綿密な監督指導をするなど、その経験の浅い者が行う職務内容について自分自身に重大な責任があることを認識していること。	※4 ※1
第6条	第6条 <u>臨床心理</u> 業務と関わる営利活動等の企画、運営及び参画	第6条 <u>心理臨床</u> 業務と関わる営利活動等の企画、運営及び参画	※2
第6条 第1項	<u>会員</u> は、 <u>臨床心理</u> 業務と関わる営利活動及び各種研修会等を	<u>正会員</u> は、 <u>心理臨床</u> 業務と関わる営利活動及び各種研修会等を企画、運	※1 ※2

	企画、運営及び参画する際には、独善的な意見及び主観的な見解に終始しないように努め、 <u>臨床心理</u> に関わる活動を実践する者としての公共性と社会的信頼を失しないようにしなければならない。同時に、 <u>臨床心理</u> に関わる活動を実践する者としての責任を自覚し、以下のことに留意しなければならない。	営及び参画する際には、独善的な意見及び主観的な見解に終始しないように努め、 <u>心理臨床</u> に関わる活動を実践する者としての公共性と社会的信頼を失しないようにしなければならない。同時に、 <u>心理臨床</u> に関わる活動を実践する者としての責任を自覚し、以下のことに留意しなければならない。	※ 3
第 6 条 第 1 項 第 1 号	1 <u>個人又は営利団体等の主催する「カウンセラー養成講座」「自己啓発セミナー」などの営利活動の企画、運営及び講師等としての参画に際しては、受講者等が公認心理師及び臨床心理士の養成課程と混同するような誤解を生じさせないよう努めること。</u>	<u>(1) 受講者や参加者</u> が公認心理師及び臨床心理士の養成課程と混同するような誤解を生じさせないよう努めること。	※ 4 文章を整理 「等」をより明確化
第 6 条 第 1 項 第 2 号	2 <u>テレビ、ラジオの出演又は一般雑誌等への執筆においては、対象者に関する守秘義務はもちろんのこと、対象者の人権と尊厳を傷付けることがないよう細心の注意を払うこと。また、心理査定用具並びにその具体的使用法及び解釈法の公開は避けること。</u>	<u>(2) 各種メディアでの発言や執筆に際しては、対象者に関する守秘義務を守ることに加え、対象者の人権と尊厳を傷付けることがないよう細心の注意を払うこと。また、心理検査用具類並びにその具体的使用法及び解釈法の公開は避けること。</u>	※ 4 ※ 3 文章を整理
第 7 条	第 7 条 著作等における事例の公表及び <u>心理査定用具類</u> の取り扱い	第 7 条 著作等における事例の公表及び <u>心理検査用具類</u> の取り扱い	※ 3
第 7 条 第 1 項	<u>会員</u> は、著書や論文等において事例を公表する場合には、対象者のプライバシーや人権を厳重に保護し、以下のことに留意	<u>正会員</u> は、著書や論文等において事例を公表する場合には、対象者のプライバシーや人権を厳重に保護し、以下のことに留意しなければならない。	※ 1

	しなければならない。		
第7条 第1項 第1号	<u>1</u> 事例を公表する際には、原則として、対象者本人及び必要な場合には、その保護者又は後見人等の同意を得るとともに、対象者等が特定されないような取り上げ方や記述について <u>細心の工夫を行う。</u>	<u>(1)</u> 事例を公表する際には、原則として、対象者本人及び必要な場合にはその保護者又は後見人等の同意を得るとともに、 <u>所属機関の了承を得たうえで、対象者等が特定されないような取り上げ方や記述について注意を払うこと。</u>	※4  文言の整理
第7条 第1項 第2号	<u>2</u> 記述に当たっては、対象者本人及びその家族等の人権や尊厳を傷付けるような表現は <u>厳重に戒める。</u>	<u>(2)</u> 記述する際は、対象者本人及び <u>関係者</u> の人権や尊厳を傷付けるような表現 <u>をしない。</u>	※4  文章の整理
第7条 第1項 第3号	<u>3</u> 事例における臨床心理援助技法及び活動については、誤解を招く記述は避け、さらに、 <u>臨床心理</u> に関わる活動を実践する者として用いる援助技法及び援助活動を正確かつ適切に記述する。	<u>(3)</u> 事例における臨床心理援助技法及び活動については、誤解を招く記述は避け、さらに、 <u>心理臨床</u> に関わる活動を実践する者として用いる援助技法及び援助活動を正確かつ適切に記述する。	※4  ※2
第7条 第1項 第4号	<u>4</u> 事例の公表は、今後の <u>臨床心理業務</u> 又は <u>臨床心理</u> に関わる活動を実践する者の活動に有効かつ有益であることが基本的前提である。	<u>(4)</u> 事例の公表は、今後の <u>心理臨床業務</u> 又は <u>心理臨床</u> に関わる活動を実践する者の活動に有効かつ有益であることが基本的前提である。	※4  ※2
第7条 第1項 第5号	<u>5</u> 著書及び論文等の公表に際しては、 <u>先行研究をよく検討し、それら先行研究を盗用したと誤解されないような記述に努める。</u>	<u>(5)</u> 著書及び論文等の公表に際しては、先行研究を <u>十分に確認すること。また、他の研究を盗用(剽窃)しないこと。</u>	※4  文章を整理
第7条 第1項 第6号	<u>6</u> <u>心理査定に用いられる用具類</u> 及び解説書の出版、頒布に際しては、その <u>査定法</u> を適切に使用するための専門的知識及び技能を有しない者が入手又は実施することのないよう、十分に留意しなければならない。	<u>(6)</u> <u>心理検査用具類</u> 及び解説書の出版、頒布に際しては、その <u>検査法</u> を適切に使用するための専門的知識及び技能を有しない者が入手又は実施することのないよう、十分に留意しなければならない。また、 <u>心理検査用具類</u> は、学術上必要な範囲を超えて開示	※4  ※3  文章を整理

	また、 <u>心理査定用具類</u> は、学術上必要な範囲を超えて <u>みだりに開示しない</u> 。	しない。	
第8条	第8条 <u>相互啓発及び倫理違反への対応</u>	第8条 <u>相互啓発</u>	旧8条を二つに分離した
第8条 第1項	<u>会員は、臨床心理に関わる活動を実践する者として資質の向上や倫理問題について相互啓発に努め、倫理違反に対しては、以下のとおり対応するとともに、本会倫理委員会の調査等に積極的に協力しなければならない。</u>	<u>正会員は、心理臨床に関わる活動を実践する者として資質の向上や倫理問題について相互啓発に努めること。</u>	旧8条を二つに分離した ※1 ※2
第8条 第2項	<u>1 本会会員として不適当と考えられるような臨床活動や言動に接したときには、当該会員に自覚を促すこと。</u>	<u>2 正会員は、心理臨床業務を行う者として不適当と考えられるような臨床活動や言動を行った正会員に接した場合、当該正会員に自覚を促すこと。</u>	※1に伴い変更 ※2 文章の整理
第9条	<新設>	<u>第9条 倫理違反への対応</u> <u>正会員は、倫理違反に対して以下のとおり対応するとともに、本会倫理委員会の調査等に積極的に協力しなければならない。</u>	第8条から分離、新設
第9条 第1項 第1号	<u>2 知識、技術、倫理観及び言動等において臨床心理に関わる活動を実践する者としての資質に欠ける場合又は資質向上の努力が認められない場合、同様に注意を促すこと。</u>	<u>(1) 知識、技術、倫理観及び言動等において心理臨床に関わる活動を実践する者としての資質に欠ける場合又は資質向上の努力が認められない場合、注意を促すこと。</u>	※4 ※2
第9条 第1項 第2号	<u>3 上記1及び2を実行しても当該会員に改善がみられない場合、又は上記1及び2の実行が困難な場合には、客観的な事実等を明確にして本会倫理委員会あてに記名にて申し出ること。</u>	<u>(2) 前条2項及び前号を実行しても当該正会員に改善がみられない場合には、客観的な事実等を明確にして本会倫理委員会あてに記名にて申し出ること。</u>	※4 ※2 文章の整理

附則	附則 本倫理綱領は、 <u>平成 23 年 4 月 14 日</u> より施行する。 附則 本倫理綱領は、 <u>平成 24 年 4 月 2 日</u> より施行する。	附則 本倫理綱領は、 <u>2011 年 4 月 14 日</u> より施行する。 附則 本倫理綱領は、 <u>2012 年 4 月 2 日</u> より施行する。	西暦に修正
附則	附則 <u>2019 年 1 月 13 日</u> 改定 <u>2019 年 2 月 20 日</u> 施行	附則 <u>本倫理綱領は、2019 年 1 月 13 日に改定し、2019 年 2 月 20 日より施行する。</u>	文章の修正
附則		附則 <u>本倫理綱領は代議員会において変更が承認されたときより施行する。なお、本規程施行日経過をもって、「代議員会において変更が承認されたとき」を確定日に変更し、なお書き以下は削除する。</u>	追加

- ※1 定款の変更に合わせ、「正会員」と表記する
- ※2 定款の変更に合わせ、「心理臨床」と表記する
- ※3 「心理査定用具」から、なじみのある「心理検査用具類」と表記を改める
- ※4 号の表記を改める